

【TOCOM スクエア利用要領】

（目 的）

第1条 本要領は、当社の1階セミナースペース及び地下1階セミナールーム（以下「TOCOM スクエア」という。）を取引参加者、株主等に貸し出しを行う際の、手続き、料金等について規定する。

（利用日・利用時間・利用料・警備料）

第2条 利用日・利用時間・利用料・警備料は次に掲げるとおりとする。

(1) 利用日及び利用時間

利用日及び利用時間（準備及び後片付けの時間を含む。）は、原則として年首3日及び12月31日を除く午前9時から午後9時までとする。

ただし、当社及び当社ビルテナントが業務上使用する時間を除く。

(2) 利用料及び警備料

① 利用料 1時間当たり 6,000円（税別）

② 警備料 1時間当たり 6,000円（税別）（当社営業日の午後7時以降、土曜日、日曜日及び祝日に利用する場合に限る。）

③ ①にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、利用料は無料とする。

イ 受託取引参加者、取次者及び商品先物取引仲介業者等が当社業務に関連する営業活動を行う場合

ロ 地域の交流に資すると当社が認めた場合

ハ イ及びロに準じた場合であって当社が認めた場合

④ 利用時間及び警備時間について、時間単位未満が生じる場合は、1時間とみなす。

(3) 利用料及び警備料の支払い

① 利用料及び警備料は、その金額に課税される消費税とともに、利用開始までに当社に支払わなければならない。

② 予約の取消しに伴うキャンセル料は徴収しない。

2 前項第1号の規定にかかわらず、当社が必要と認めたときは利用時間の変更及び取消をすることができる。

（利用範囲）

第3条 貸し出しの対象者は次に掲げるとおりとする。

(1) 当社株主

(2) 当社取引参加者及び業界関連団体

(3) 当社の業務に関連する団体

(4) その他当社が認めた者

2 当社は、開催内容が TOCOM スクエアを使用するのに適当でないと判断した場合は利用を認めない。

(申込み)

第4条 申込みは利用申込書により、利用予定日の3ヶ月前から受け付ける。

2 当社は利用予定日の2ヶ月前に利用者の決定を行い、当該利用者に通知する。

(準備及び終了後の対応)

第5条 TOCOM スクエアの利用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 原則として、利用日の前営業日までに、TOCOM スクエアの利用方法について当社から説明を受けること。
- (2) TOCOM スクエアを使用する前に当社に利用する旨、又、終了後も当社に終了した旨を報告し、場内の点検を受け、鍵を返却してから退出すること。
なお、当該報告は、当社営業日の午後5時以降、土曜日、日曜日及び祝日の利用にあつては、当社が指定した警備会社の警備員に対して行うこと。
- (3) TOCOM スクエアの設営（テーブル、椅子等）は、利用者が行うこと。また、終了後は原状回復させること。
- (4) 受付、来場者案内、クローク等は、利用者側で行うこと。
- (5) 来場者からの問い合わせは、利用者に対応すること。

(注意事項)

第6条 TOCOM スクエアの利用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) TOCOM スクエアの付帯設備等を破損、紛失した場合には実費にて弁償すること。
- (2) TOCOM スクエアの施設（床、壁、天井、ガラス等）への直接工作（釘打ち、テープ等の貼付等）は行なわないこと。ただし、当社が認めた場合は、この限りでない。
- (3) TOCOM スクエアでの盗難等に伴う損害については、利用者側の責任において対応することとし、当社は一切の責任を負わないこと。
- (4) TOCOM スクエアにおいて、物品若しくは飲食物の販売及び陳列、又は、寄付金の募集等の行為を行わないこと。ただし、当社が認めた場合は、この限りでない。
- (5) TOCOM スクエアでの喫煙は禁止とすること。
- (6) TOCOM スクエアに発火または引火しやすいもの等危険物を持ち込まないこと。
- (7) 来場者が TOCOM スクエア以外の場所に立ち入ることがないように注意す

ること。

- (8) 主催者側で飲食物を用意する場合（当社が認めた場合に限る。）は、主催者側の責任において処理すること。
- (9) 利用時間を厳守すること。利用時間を超過した場合、当該超過分の利用料及び警備料を当社に支払うこと。

（改 廃）

第7条 本要領の改廃は、総務担当執行役の決裁をもって行う。

附則

第1条 本要領は、平成28年5月9日に施行する。

第2条 施行日前のセミナールーム利用要領は、これを廃止する。

第3条 施行日前のセミナールーム利用要領に基づいてなされた事項は、なお従前の例による。

附則

第7条（改廃） の変更規定は、平成28年9月20日に施行する。